



上限 5,000 円分のマイナポイントの 期間を延長しています

①マイナナンバーカードを申請し、②マイキー ID の設定の上、③マイナポイントの申し込みをし、④申し込みをしたキャッシュレス決済で、2 万円分の買い物やチャージをすると、1 人あたり 5,000 円分のマイナポイントがもらえます。ポイントを活用してお得に買い物をしてみませんか。

またマイナポイントの期間を延長しています。令和 3 年 3 月 31 日(水)までにマイナナンバーカードを申請した方は、マイナポイントの対象となります。カード取

得後、マイナポイントを申し込み、令和 3 年 9 月末までに行なったチャージまたはお買い物をすることで、上限 5,000 円分のポイントを受け取ることができます。※すでにマイナナンバーカードを取得されている方も期間延長の対象となります。

■問合せ マイナバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 午前 9 時 30 分～午後 8 時(土、日、祝日は午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分)

「マイナポイントの利用イメージ」

Step1

マイナナンバーカードを
準備しましょう



◆マイナナンバーカードの申請等についての問合せ
役場町民健康課 ☎ 296-5891
※マイナナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談や手続きも行っています(詳しくは 14 ページに掲載)。

チャージやお買い物の
際にマイナナンバー
カードは使いません

Step4

チャージなどに対して、
マイナポイントが付与されます

キャッシュレス決済サービスにチャージ、または買い物をすることで、マイナポイントがもらえます。もらったマイナポイント分を利用して買い物ができます。



Step2

マイキー ID の設定

スマートフォンで簡単 3 つの手順

- ①マイナポイントアプリをダウンロード
 - ②アプリの指示に従って、マイナナンバーカードを読み取り
 - ③マイナナンバーカードの申請・取得時に設定した 4 桁の暗証番号を入力して設定完了
- ※公的個人認証サービス対応のスマートフォンが必要です。
※カードリーダーがあればパソコンでも設定できます。

Step3

利用先を選択して、
マイナポイントを申し込む

マイナポイント申込ページにログインし、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し、申し込みます。



自宅のパソコンやスマートフォンで手続き OK ! 電子申請サービスを、ぜひご利用ください

自宅や職場のパソコンやスマートフォンから「電子申請・届出サービスに」アクセスすることで、県や県内市町村への申請をインターネットで行うことができます(一部市町村を除く)。

児童手当の現況届など、様々な手続きができ

ますので、ぜひご利用ください。
電子申請・届出サービスにつきましてはホームページ(<https://s-kantan.com/toppage-saitama-t/>)をご覧ください。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

届け出られにより
保険料が納付できず
「年金が受け取れない」
とならないために！

結婚などにより加入の種別が変わったら 国民年金の届け出をお忘れなく

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより加入種別は、【第 1 号被保険者(自営業者など)・第 2 号被保険者(会社員・公務員)・第 3 号被保険者(第 2 号被保険者の被扶養配偶者)】の 3 つに分かれます。

就職や結婚などにより加入の種別が変わるときは、届出が必要です。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891、または川越年金事務所 ☎ 242-2657

○国民年金へ加入・変更するとき

こんなとき	どうする	届出先
20 歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第 1 号被保険者→市町村 第 3 号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者であった方も同様)	市町村
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第 3 号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村
配偶者が会社を変えたとき	引き続き第 3 号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※届出の内容により、届出先が異なります。また、届出の際には国民年金手帳や添付書類が必要になりますので、事前にご確認ください。

届出は、異動が
あってから 14 日以内
にお願いします

就職などで健康保険が変わったら 国民健康保険の届け出をお忘れなく

「就職で国民健康保険から職場の健康保険に加入した」、「退職で職場の健康保険をやめた」など、国民健康保険の内容に変更等が生じたときは、町役場へ届出が

必要です。加入・喪失の届け出忘れがないか、今一度ご確認ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

○届出が必要になる場合

こんなとき	手続きに必要なもの	※住所・世帯主・氏名などの保険証に記載する内容が変わったとき、保険証をなくしたとき・破損したとき、修学のために他の市区町村に転出したとき、施設入所のために他の市区町村に転出したときも届出が必要です。必要書類など詳細は、役場町民健康課までお問い合わせください。
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき 扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票など喪失日が記載された書類
	他の市区町村から転入したとき	印鑑
	国保加入者に子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定(変更)通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入したとき 扶養家族になったとき	保険証、加入した職場の健康保険証
	他の市区町村に転出するとき	保険証
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定(変更)通知書

※保険証の窓口での交付については、運転免許証・パスポートなどの本人確認書類が必要になる場合があります。